

投票終了繰り上げ37%

37%

衆院選投票所は1275カ所減

10月31日の衆院選で、投

票の締め切り時刻を午後8時以前に繰り上げた投票所が全国の37%に上った」とが務省のまとめでわかった。茨城県では水戸市全域を含め95%の投票所が繰り上げていた。期日前投票の定着や夜間の投票実績の少なさなどが理由とされるが、有権者の投票機会を奪う」とともにものかねない。

「夜7時台の投票者少ない」「立会人は負担」

投票の締め切り時間を繰り上げた自治体は、夜の投票者数の少なさや投票立会人の負担を理由に挙げる。水戸市では、19年の市長選・市議選から全域で午後7時までとした。「期日前投票が増え、午後7時台に投票に来る人は少なかつた」と担当者はいう。14年の衆院選では2818人(当日投票者の3.27%)、17年は1657人(同2.53%)で、時間帯別では最も少なかった。

栃木県鹿沼市では今回、全72カ所の投票所が午後6時から7時までとした。昨秋(当日投票者の3.27%)、17年は1657人(同2.53%)で、時間帯別では最も少なかった。

総務省によると、全国4万64466カ所の投票所のうち、千葉、神奈川、大阪を除く44都道府県の1万6967カ所で、投票締め切

り時刻が繰り上げられた。2017年の前回衆院選に比べ、投票所の数は1275カ所減ったが、繰り上げ

は220カ所で増えた。
は茨城を筆頭に、島根94%、鹿児島90%、高知89%など。公職選舉法は、投票時間は「午前7時から午後8時まで」と定める。そのうえで「投票に支障を来さないと認められる特別の事

情のある場合を限り、4時間以内の範囲内において「繰り上げる」ことができる」としている。繰り上げは、各市町村の選舉管理委員会の判断だ。

かりて投票時間は午後6時までだったが、有権者が投票に行きやすいように、1

998年から延長された。

ただ総務省によると、当時から「車の延長には「負担が大きい」などの声が自治体から出していたという。(小泉清樹)

権利を制限していないか検証を

地方政治に詳しい大正大の江藤俊昭教授の話。投票の権利を制限してはならず、効率性だけを理由にした繰り上げは問題だ。デパートへの共通投票所の設置や、期日前投票の導入など投票権の行使を

充実させる取り組みは行われているが、各地で投票所は急減しており、過疎地域では期日前投票だけでは代替できない。繰り上げが投票の権利を制限していないか、地域ごとに検証が必要だ。

市町村で繰り上げた鹿児島県。地域により午後4~7時の4段階で繰り上げた同県肝付町の担当者は「期日前投票は午後の時からだが、繰り上げ自治体では午後8時から出来る。今秋の県知事選から投票を午後の時までにした」とい。開票作業の深夜手当の削減など)で1つたところ。「今回も効果があった」と語る。

(平賀拓史、佐々木綾、白石昌幸)

10月31日前、東京都中央区
衆院選で一票を投じる有権者

事があるので、待た続けるの自治体と足並みをそろえ

投票所を早く出せるようだ。他の

利用しておいたのではなか

い」と語る。取材した自治体のいずれも有権者からのクレームはほとんどなかったという。全43